

第 187 回

静岡県都市計画審議会

議 事 録

と き 令和5年3月7日（火） 午前10時から

ところ 静岡県庁西館4階第一会議室

午前10時開会

○司会 ただ今から第187回静岡県都市計画審議会を開会いたします。

本日の審議会には21名中、現在19名の委員に御出席いただいております、静岡県都市計画審議会条例で定める定足数に達していることを報告いたします。

それではまず最初に、交通基盤部長の太田より御挨拶を申し上げます。

○太田交通基盤部長 皆様こんにちは。静岡県交通基盤部長の太田でございます。

委員の皆様におかれましては、年度末の大変お忙しい中、当審議会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日、御審議いただく議案は、区域区分の変更など、都市計画の変更に関するものが4件、建築基準法の規定に基づくものが3件の合計7件でございます。また、報告事項が2件ございます。一つ目は、「静岡県都市計画区域マスタープラン策定方針」についてです。

こちらにつきましては、前回の審議会に引き続き改定状況の報告をいたします。3月末の公表を予定しており、来年度からはこの方針に基づき、都市計画区域マスタープランの見直し作業に着手してまいります。

2つ目の報告事項は、浜松湖西豊橋道路の都市計画決定手続についてでございます。この道路は、浜松市の東名三ヶ日JCTから湖西市を經由して愛知県の三河港を結ぶ延長約26kmの高規格道路でございます。東名及び新東名高速道路、また三遠南信自動車道等と合わせて、広域道路ネットワークを形成する道路で、物流の発展、災害リスクの改善及び観光エリアの連絡機能強化等に寄与することが期待されます。

県及び浜松市といたしましては、この道路を都市計画に位置づけ、湖西市とともに関連するまちづくりを合わせて検討することで、道路の整備効果を地域に波及させるとともに、事業化に向けた動きを促進してまいります。

本日は、路線の概要と今後の都市計画決定に向けた手続につきまして御説明させていただきます。

都市計画の策定にあたりましては、本審議会の委員の皆様をはじめ、県民の方々の御意見を丁寧にお聞きしながら、本県の特色を生かしたものとしてまいりたいと思っておりますので、引き続き御指導、御支援をお願いいたします。

以上、誠に簡単でございますが、冒頭の私の挨拶とさせていただきます。
本日はよろしく願いいたします。

○司会 次に、委員の異動を御報告いたします。本日お配りした資料2枚目の委員名簿をご覧ください。関係行政機関の職員として、関東農政局長の信夫隆生様に新たに御就任いただいております。

本日は代理の方にWebで御出席いただいております。よろしく願いいたします。

続きまして、資料の確認をお願いいたします。

(資料確認)

○司会 本日の審議会につきましては、一部Webを併用した会議となります。

会場の会場内の委員におかれましては、発言の際には挙手の上、議長の指名後、マイクを用いて発言をお願いいたします。

(Web出席の委員への発言方法の説明)

次に、会議の公開についてです。本日の審議会は公開とし、後日議事録を公表いたします。御了承ください。

事務局からは以上です。

なお、本日、森本会長が海外出張のため欠席されております。

静岡県都市計画審議会条例第4条第3項で、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理すると定められておりますので、本日の議事進行につきましては、職務代理者として予め指名をされております中山委員をお願いしたいと思っております。

○中山委員 本日、会長の職務代理として議事進行をいたします中山です。よろしく願いいたします。

それでは、ただ今から議案の審議に入ります。はじめに、傍聴される方に申し上げます。傍聴者は、傍聴の留意点を守り静粛に願います。

また、本日の議事録の署名は私のほか、増田恭子委員をお願いしたいと思います。増田委員よろしく願いいたします。

本日の提出議案は、議案書の1ページ目の案件概要にありますとおり、区域区分の変更など、都市計画に関するもの4件、建築基準法の規定に基づくものが3件、合計7件です。

第1号議案、岳南広域都市計画区域区分の変更及び第2号議案、岳南広域都市計画臨港地区の変更は、いずれも田子の浦港に関する都市計画の変更についてのものであり、関連がありますので、一括して審議したいと思いますがよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○中山委員 それでは第1号議案及び第2号議案を一括して上程します。

審議会運営規程第7条に基づき、事務局に説明を求めます。

○望月都市計画課長 都市計画課長の望月でございます。どうぞよろしくお願いたします。恐縮ですが着座にて御説明させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

それでは第1号議案、第2号議案関連する議案ですので、一括して御説明をいたします。

最初に第1号議案について、議案書は3ページから5ページ、議案附図は2ページから5ページとなります。

本議案は、田子の浦港の富士市依田橋地区におきまして、公有水面埋立事業により新たに生まれた土地を、市街化区域に編入するものでございます。

なお、都市計画区域内を、市街化を図るべき市街化区域と市街化を抑制すべき市街化調整区域に区分することを、「区域区分」といい、今回のように、新たに生まれた土地を市街化区域に編入する場合は、都市計画において「区域区分」を変更することとなります。

附図の2ページご覧ください。

田子の浦港は、昭和36年に供用開始し、昭和39年に重要港湾に指定されて以来、岳南地域をはじめ県東部地域の産業経済を支える物流拠点として大きな役割を果たしています。県が定めた岳南広域都市計画区域マスタープランでは、輸送交通の利便性、周辺地域との調和、公害防止対策などを考慮し、工業の集積度が高い田子の浦港周辺の臨海工業地帯には、工業地を配置すると位置づけております。

今回、公有水面を埋め立てて造成された、図面中央の赤色で囲んだ土地約1.8ヘクタールを市街化区域に編入いたします。

なお、都市計画法では市街化区域については、用途地域を定めることとされ

ておりますので、併行して、用途地域の都市計画決定権者である富士市におきまして、用途地域を工業専用地域に定めるよう手続きを進めております。

附図の5ページをご覧ください。土地利用計画図になります。

今回新たに編入した地区は、港湾管理者が策定する田子の浦港港湾計画に基づき、不足する埠頭用地の確保を目的として埋立、造成された土地であり、臨海工業地帯として一体的な土地利用を図ってまいります。

編入地区のうち、東側の水色の部分は、石炭や砂利等の輸送貨物の保管場所として、既設の埠頭用地と一体として利用する計画でございます。

また、西側の黄色の部分は、今回編入する地区の南側に、東側の方向から流れ込む「沼川」に放置されているプレジャーボート等の小型船の陸上保管場所として、利用していく計画であります。

続きまして、第2号議案臨港地区の変更について御説明をいたします。

議案書は7ページから9ページ、附図は6ページから8ページになります。

本議案は第1号議案で市街化区域に編入する箇所及び隣接地を、臨港地区地区に指定するものでございます。

附図の7ページをご覧ください。

臨港地区は、港湾を管理運営するために、港湾管理者が、港湾管理者が申し出た案に基づいて、都市計画に定めます。

黄色の斜線部分が既存の臨港地区でございます。今回矢印が示す部分につきまして、第1号議案の埋立箇所約1.8ヘクタールに加え、現状、区域区分と臨港地区の区域界が一致しておらず、臨港地区として未指定であった箇所を合わせた、区域面積約2.2ヘクタールを、臨港地区に指定するものでございます。

附図の8ページをご覧ください。

臨港地区内では、港湾法に基づき、港湾を管理運営するため、港湾管理者が分区を指定することができます。

本地区においては、黄色に着色されている「商港区」を指定する予定であります。

商港区は、旅客又は一般の貨物を取り扱わせることを目的とする区域であり、港湾管理者が条例により建築物やその他の構築物の規制を行い、港湾に特化した管理運営を行います。

以上、区域区分、臨港地区の両案件につきまして、昨年7月に公聴会開催の公告をいたしました。公述申出がなく、公聴会は開催いたしませんでした。

また、昨年11月15日から29日までの2週間、縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。

富士市からも、本案が市の基本構想及び都市計画に関する基本的な方針に適合しているとの回答をいただいております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○中山委員 はい。ただ今の説明につきまして、御意見御質問でございますでしょうか。

御意見御質問等もないようですので、採決に移りたいと思います。それでは第1号議案と第2号議案につきまして、いずれも原案を了承することに異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○中山委員 ありがとうございます。異存がないようですので第1号議案と第2号議案は、いずれも原案を了承することといたします。

それでは、第3号議案中遠広域都市計画道路の変更を上程します。事務局に説明を求めます。

○望月都市計画課長 はい。第3号議案中遠広域都市計画道路の変更について御説明をいたします。

議案書は11ページ、議案附図は9ページをご覧ください。

本議案は、都市計画道路国道1号バイパス線の変更でございます。

図面中央の赤と黄色の斜線で使された箇所が国道1号バイパス線です。

図面中黒文字、黄色着色が変更前、赤文字が変更後となります。

国道1号バイパス線は、当初昭和49年3月に国道1号の渋滞緩和などを目的として、袋井市大字国本から袋井市大字小山までを結ぶ、延長6,600m、幅員40mの幹線道路として都市計画決定されました。

その後、昭和54年に終点側――図面ですと左側になります――は、1,970mを地表式から嵩上げ式とし、幅員を36.0mから40m、全体延長6,570mとする変更を行い、現在に至っております。

国道1号バイパス線は都市計画決定後、国において、自動車交通の円滑かつ

効率的な処理を図るため、道路構造などに関する検討を行いながら、国道1号袋井バイパスとして整備を進め、平成27年度に全線完成しております。

今回袋井市が、今後の沿道の土地利用の検討のため、整備された道路の区域と、都市計画の区域の整合を確認しましたところ、一部差異が認められたため、都市計画道路の区域等を変更するものでございます。

起点側、図の右側の方であります。青文字で区間1と書かれた区間について御説明をいたします。

起点から2,150mの区間は、現況地表式の6車線で整備されております。構造形式、幅員に変更はございませんが、平成10年都市計画法施行令の一部を改正する政令に基づく、車線数が定められていませんでしたので、今回、車線数を6車線と、都市計画に定めるものでございます。

続いて区間2についてでございます。既決定は延長2,970mのうち、一部区間710mが地表式、その他区間2,260mが嵩上式、幅員は区間を通して40mとなっております。現況は、区間全体が高架橋の嵩上式、車線数は高架部4車線と、並行する平面部の2車線を合わせた6車線、幅員37mから59.5mとなっており、現況に合わせて都市計画を変更するものでございます。

続いて区間3です。既決定は、嵩上式、幅員40mとなっておりますが、現況の道路は写真③のように、区間2との境で国道1号バイパス線と立体交差する森町袋井インター通り線へのランプがあり、車線数は高架部4車線と平面部4車線、合わせて8車線、幅員49.5mから56.5mとなっており、現況に合わせて都市計画を変更するものでございます。

最後に区間4でございます。一番西側、磐田市寄りの区間でございます。既決定は嵩上式、幅員40m、主に盛土を想定した区間となっておりますが、現況の道路は一部が橋梁に変更されています。

また、この区間4には、先ほど御説明しました区間2、3のような幹線道路の機能を有する平面部の道路が整備されていませんので、車線数は高架部のみの4車線、幅員30.5mから76.5mに都市計画を変更いたします。

袋井市は本路線の都市計画の変更等について、地域住民への説明に努め、このたびの都市計画の手続きに至ったものでございます。

本案につきましては、令和4年12月9日から23日までの2週間、県庁及び袋

井市役所において縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

なお、本市審議会に先立ちまして、袋井市の意見を聴いておりますが、本案は市の基本構想及び都市計画に関する基本的な方針に適合しており、異存がない旨の回答をいただいております。

第3号議案についての説明は以上でございます。御審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○中山委員 はい。ありがとうございます。ただいまの説明に対して、御意見御質問はございますでしょうか。

意見がないようですので採決に移りたいと思います。第3号議案について、原案に異存はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○中山委員 異存がないようですので、第3号議案につきましては、原案を了承することといたします。

それでは第4号議案、湖西都市計画区域区分の変更を上程します。事務局に説明を求めます。

○望月都市計画課長 はい。第4号議案湖西都市計画区域区分の変更について、説明いたします。

議案書は15ページから17ページ、附図は15ページから18ページになります。

本議案は湖西市の浜名湖西岸地区におきまして都市計画道路の計画線の変更に伴い、市街化区域と市街化調整区域との境である区域区分の境界の一部を変更するものでございます。

附図の15ページをご覧ください。

今回変更する箇所は、位置図の中央、青く塗られた浜名湖西岸地区となります。本地区はJR東海道本線鷺津駅から南に約2km、新幹線の南側に位置しており、土地区画整理事業の実施により、新たな工業用地を確保するよう令和2年に、本審議会にお諮りした上で市街化区域に編入しております。

本地区における、区域区分の境界東側の一部は、国道1号等にアクセスする都市計画道路大倉戸茶屋松線の計画線としておりますが、今回道路計画線の変更に合わせて区域区分の境界を変更し、面積約0.04ヘクタールを市街化区域に編入するものでございます。

附図の17ページをご覧ください。本地区の詳細図となります。

黄色の斜線部分が現在の市街化区域であり、東側の矢印が指す赤い部分を、今回市街化区域に追加で編入いたします。

附図の18ページをご覧ください。道路整備に向けた関係機関協議に伴い、実情赤い線で引かれている、上側矢印の指す新幹線との交差箇所付近の幅員や、下側の矢印が示す区画道路との交差形状が修正されました。

その結果、道路計画線が東側に広がることとなり、道路を境界としていた区域区分の境界も変更となるものでございます。

なお都市計画道路大倉戸茶屋松線の変更は、都市計画決定権者である湖西市におきまして、併行して手続きを進めております。

その他、今回の変更に伴いまして、土地区画整理事業区域の変更と、今回新たに市街化区域に編入する区域を工業専用地域とする変更につきましても、都市計画決定権者である湖西市におきまして、併行して手続きを進めております。

以上、本案件につきまして、昨年12月9日から23日までの2週間縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。

湖西市からは、法案が市の基本構想及び都市計画に関する基本的な方針に適合しているとの回答をいただいております。

説明は以上でございます。御審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○中山委員 はい。ありがとうございます。ただ今説明がありました件につきまして、御意見御質問はございませんでしょうか。

○中山委員 細井委員、お願いいたします。

○細井委員 18ページの土地利用計画図を見ますと、変更箇所は区域北東部と説明いただきましたが、青色で塗られているところは工場用地としていくつも工場が並んでいるのように見受けられます。この工場は既に企業を募集をしておられるのでしょうか。

○中山委員 事務局お願いします。

○望月都市計画課長 はい。こちらの工場は既に企業が決定しております。

○細井委員 わかりました。全体の計画としては、もちろん区画の整理はあるのでしょうかけれども、2～3年前にこの区域について審議した際には、雑種地と

いか林が生い茂っていたような記憶がありますが、ここが整地されて、使用する民間会社もほぼ決定しているという理解でよろしいでしょうか。

○望月都市計画課長 はい。決定しております。

○細井委員 どうもありがとうございました。

○中山委員 はい。他に御意見御質問ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。意見も出尽くしたようですので、採決に移りたいと思います。第4号議案につきまして、原案に異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○中山委員 異議がないようですので、第4号議案につきましては、原案を了承することといたします。それでは第5号議案を上程いたします。

○中山委員 第5号議案は、建築基準法に基づく建築形態規制に関するものです。事務局に説明を求めます。

○山田建築安全推進課長 暮らし・環境部建築安全推進課長の山田でございます。よろしくお願いいたします。

着座にて説明させていただきます。それでは、第5号議案について御説明いたします。

議案書は18ページ、附図は19、20ページとなります。

第5号議案につきましては、都市計画区域のうち、用途地域の指定のない区域内——いわゆる「白地地域」と言われておりますので、これ以降の説明は「白地地域」と申し上げさせていただきます——の建築物の形態等を規制する区域の指定と数値の決定について、御審議をお願いするものです。

本区域につきましては従前、用途地域の指定がされておりましたが、用途地域の境となっている道路線形の変更に伴い、道路と既存の白地地域の間の区域を、用途地域の指定のない白地地域として指定し直すため、お諮りするものになります。

ピンクの表紙、当日配付資料①の1ページをご覧ください。建築基準法におきましては、日照、通風、採光等の良好な都市環境を確保するために、用途地域の指定のある区域において、都市計画の定めに従い、容積率、建蔽率などの建築物の形態規制をかけております。

一方、用途地域の指定のない区域は、法第52条の第8項、第53条の第6項な

どがございますように、用途地域の形態規制について、特定行政庁が土地利用の状況等を考慮し、都市計画審議会の議を経て定めることとなっております。今回の申請地である菊川市においては、建築基準法における特定行政庁が静岡県知事であるため、白地地域の指定にあたり、県都市計画審議会の議を経て、静岡県知事が指定を行うものとなります。

本件につきましては、これまで用途地域が指定されていた区域の一部を、白地地域とすることから、当該区域における建築物の形態を規制する区域の指定と、その数値を定めるものであります。

附図のNo. 1、19ページをご覧ください。図面上で灰色の斜線部分が菊川市の都市計画区域となります。さらにその中で、着色されている用途地域の指定のある部分を除いた区域が、いわゆる白地地域となっております。今回付議した区域につきましては附図の下方、拡大図がある部分となります。

次ページ、附図No. 2をご覧ください。今回の対象箇所をさらに拡大した図になります。赤い線①から④で囲まれた箇所が新たに白地地域となる箇所です。菊川市が同地区で計画しております東西に通る、青葉通り嶺田線の道路事業化にあたり、詳細設計を行った結果、道路の線形が一部北側に修正になっております。このことから同路線を区域境として指定されていた用途地域について、一部変更となったことから、用途地域の変更と合わせ、隣接する白地地域の指定を改めるものです。

指定に当たりましては形態規制の数値として、他の菊川市の白地地域全域において定めている、容積率200%、建蔽率60%、道路からの高さの制限を、勾配1.5、隣地からの高さの制限を31mプラス勾配2.5に定めたいと考えております。いずれの数値につきましても白地地域における建築形態規制の制限数値としては一般的な数値となっております。

また、今回指定する区域は、わずかな道路線形の変更に起因しており、既存不適格建築物も生じないことから実態上の支障がないため、当計画案の通り指定していきたいと考えます。

なお、本審議に先立ち、菊川市で地元住民にこの内容の原案を縦覧し、意見の募集を行いました。意見書の提出はございませんでした。

菊川市からは、道路線形の変形に伴う用地地域の変更ににつきましては、菊川

市都市計画審議会において、既に審議され、支障ない旨答申されていること、加えまして、今回御審議いただく白地地域の建築形態の規制内容につきましても、菊川市都市計画審議会としては支障ない旨、参考に回答をいただいているところであります。

説明につきましては以上となります。それでは御審議のほどよろしくお願ひします。

○中山委員 はい。ありがとうございました。ただ今説明のありました議案につきまして、御意見御質問はございますでしょうか。

はい。意見もないようですので、採決に移りたいと思います。

第5号議案につきまして、原案に異存はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○中山委員 異存がないようですので、第5号議案につきましては原案を了承することといたします。

それでは続きまして、第6号議案、特殊建築物の敷地の位置を上程いたします。事務局に説明を求めます。

○山田建築安全推進課長 はい。引き続き第6号議案について御説明いたします。

議案書20ページをご覧ください。本件につきましては、建築基準法第51条ただし書き許可に係る特殊建築物の敷地の位置について御審議をお願いするものです。

なお、本件につきましては、建築基準法で規制される以前から設置されている屋外にある産業廃棄物の焼却施設に、新たに屋根を設けるという計画になります。このことについて、法の規定により、都市計画審議会の議が必要となるため、お諮りするものです。

まず51条許可が必要な法律上の根拠について説明いたします。ピンクの表紙3ページをご覧ください。

建築基準法第51条では都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。とされております。

しかし、ただし書きで、特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て、

その敷地の位置が都市計画上支障がないと認められて、許可した場合においては、その限りではないとしております。

本議案は、その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物に該当する産業廃棄物の焼却施設となります。

それでは議案書21ページ、第6号議案、建築物の概要書をご覧ください。

まず、変更理由について御説明します。申請者は株式会社クリーンタウン代表取締役芹澤則夫。敷地の位置は静岡県御殿場市深沢字小倉南1766-52他、敷地面積は11,346.63㎡。株式会社クリーンタウンは現在、主に産業廃棄物業、建設業、不動産業などを行っております。

本件における、屋外で設置されている廃棄物の処理施設につきましては、敷地内に、これまで建築物がなく、建築基準法で規制されてされる以前から設置されている、いわゆる既存不適格の焼却施設であることから、建築基準法第51条の規制対象ではありませんでした。今回作業員の作業環境の向上を目的に、この焼却施設を建物で覆うもので、一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設として使用する、特殊建築物の敷地の位置として、建築基準法第51条許可が必要となったものです。

なお、焼却施設の処理能力、位置に変わりはありません。

今回御審議いただくのは、産業廃棄物の焼却施設に関するものです。申請地では、いわゆる家庭ゴミ等の一般廃棄物のゴミ焼却も行っておりますが、一般廃棄物のゴミ焼却場に関しましては、御殿場市の所管であり、1月16日に行われた御殿場市の都市計画審議会において、異存ない旨答申を受けております。

附図21ページの位置図をご覧ください。申請地につきましては、図面右側にあります、東名高速道路の足柄サービスエリアの上に赤く塗られている部分になります。御殿場市と小山町との行政境に位置し、御殿場市役所から北東に約3kmに位置し、市街化調整区域に該当しております。

周辺の主要な取引先を踏まえた主な搬出入経路としましては、搬入車両の経路を緑色の矢印、搬出車両の経路を、赤色の矢印で表示しております。

申請地周辺の状況でございますが、附図の22ページをご覧ください。申請地はピンク色に塗られた部分になります。敷地は、周辺を森林に囲まれ、住宅等の小規模な建築物が点在するエリアとなっております。申請地への搬出入経路

につきましては、搬入車両は緑色の矢印、搬出車両は、赤の矢印で表示しております。搬入搬出ともに、大型車は、主要地方道御殿場大井線から市道0111号を經由して敷地に入ります。

直近の民家は申請地北東の住宅で、約100m程度離れており、今回の計画について事前に説明を行い、事業内容について了解を得ております。

続いて附図の23ページ、付近見取り図（周辺状況写真）をご覧ください。敷地周囲のアルファベットと矢印は、写真番号と撮影方向を示しております。

写真Aにつきましては、敷地北側の侵入路に当たる部分の接続状況及び幅員になります。写真B C D E F Gと反時計回りに掲載していますが、その他敷地周辺の各地点の状況及び幅員となります。道路の片側に歩道が整備されており、人通りはそれほど多くなく、車道としても十分な幅員が確保された道路が前面道路となっております。

24ページ配置図をご覧ください。今回の申請に係る建築物はピンク色の焼却炉棟と、その南側にある仕分棟の2棟となります。オレンジ色の事務所棟とキュービクル上屋につきましては、当初は別敷地として利用されておりましたが、今回一体の敷地として利用することになります。

次に、本計画が周辺に及ぼす影響について、説明いたします。

この計画における交通量の影響について、廃棄物に関する申請地への搬入は、2t車から10t車で、1日あたり約10台程度ですが、現在も建築物がない露天の焼却施設として施設は稼働しているため、交通量の増加はございません。焼却後の燃え殻等の内、大半は敷地内の最終処分場において、埋立て処理されますが、一部の品質の良好なものは焼却炉棟に一時保管し、一定量に達し次第、他施設に運搬し、再利用しています。

なお、搬出入経路である主要地方道御殿場大井線につきましては、現在1日あたり約3,450台の交通量があり、本計画による車両台数の増減はないため、周辺の交通への影響がございません。

また、周辺への環境対策としては、今回、事業者が、環境省が定める生活環境影響調査に準拠した調査を実施しており、大気質、騒音、振動、悪臭、水質等について評価を行い、いずれの項目につきましても、環境基準を満足する結果であることを確認しております。

さらに、敷地から約1.1kmから1.3kmの位置に「県立小山高校」、福祉施設である「なのはな保育園」がありますが、これらの施設との間には、十分な距離があり、事業者実施の調査結果を見ても、騒音や振動といった環境等の影響について、特に支障はないものと考えております。

最後に周辺住民や自治会に対しましても、事業計画について説明しており、計画について了解をいただいていると聞いております。

これらのことから、周辺の土地利用状況、本施設の周辺に及ぼす影響等を総合的に勘案した結果、本施設の敷地の位置が、都市計画上支障がないと認め、許可したいと考えております。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○中山委員 はい。ありがとうございました。ただ今説明のありました議案について、御意見御質問はございませんか。

はい。菊地委員お願いします。

○菊地委員 2つ教えていただきたい。露天の焼却施設というイメージが湧かないのですが、野焼きするわけでもないだろうに、昔の小学校の校庭にあった焼却炉の大きなもののようなものか――どんなものか教えていただきたい。

それから一般廃棄物と産業廃棄物を、両方同じ焼却炉で燃やすということですか。それとも別々の焼却炉を使うということでしょうか。

○中山委員 はい。事務局お願いします。

○山田建築安全推進課長 はい。まず、焼却炉につきましては、委員が先ほどおっしゃった通り、大きな焼却炉が露天に置いてある、というような状況になります。一般廃棄物と産業廃棄物につきましては、同じ焼却炉で処理をしているということでございます。

○中山委員 他にございますでしょうか。はい。亀井委員お願いします。

○亀井委員 建屋を建てるということですが、それ以外の土地利用に関して、敷地内で今までと使い方に大きな変更があるのでしょうか。

○中山委員 はい。事務局お願いします。

○山田建築安全推進課長 土地利用につきましては、今回の計画に伴いまして、敷地の東側について敷地を一部増やしている状況でございますが、こちらにつきましては、御殿場市の開発行為の許可を取っていきます。

○中山委員 他に御質問よろしいでしょうか。

意見も出尽くしたようですので、採決に移りたいと思います。

○中山委員 第6号議案につきまして、原案に異存はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○中山委員 異存がないようですので、第6号議案につきましては、原案を了承することといたします。

それでは、第7号議案特殊建築物の敷地の位置を上程します。事務局に説明を求めます。

○長橋富士市建築土地対策課長 富士市の建築土地対策課長の長橋でございます。

着座にて説明させていただきます。

第7号議案について説明いたしますので、議案22ページをご覧ください。

本案は、建築基準法第51条ただし書き許可に係る特殊建築物の敷地の位置について御審議をいただくものであります。

23ページの建築物の概要書をご覧ください。

申請者は、日本製紙株式会社富士工場執行役員工場長山邊義貞。敷地の位置は富士市比奈字穴田536-1、他34筆。用途地域は工業専用地域、敷地面積は44,393.91㎡であります。

次に、許可申請に至った理由について説明いたします。申請者の日本製紙株式会社は、申請地において、平成13年に、本規定の許可を取得し、現在産業廃棄物の焼却処理を行っております。

焼却施設の安定燃焼のため、事前に廃プラスチック類等を破碎する必要があるが、現在は既設の破碎機1台にて処理を行っておりますが、受け入れる産業廃棄物の全体量は変わらないものの、今回、破碎の必要となる産業廃棄物の処理量の増加により、破碎機1台の増設を計画するものであります。

既設の破碎機については、焼却施設の附帯設備として許可不要でありましたが、産業廃棄物処理法の取り扱いの変更に伴い、許可が必要となるものであります。

法的根拠について説明いたしますので、ピンクの表紙、当日配布資料①の4ページをご覧ください。

産業廃棄物処理法施行令第7条第7号及び第8号に規定する産業廃棄物の破碎施設となることから、建築基準法施行令第130条の2の2第1項第2号のイに該

当し、設置する施設の最大処理能力が5ページ中段の、同施行令第130条の2の3第1項第3号チ及びヌに定める、廃プラスチック類が1日当たり6t、木くずが1日当たり100tを超える能力となりますので、許可が必要となるものであります。

それでは、議案附図の方に移りまして、25ページの第7号No. 1、位置図をご覧ください。

申請地は、図面中央の赤い部分で、富士市の東部に位置し、JR東海道本線吉原駅から約1.5kmを北東、東海道新幹線の北側にあり、水色で示しました工業専用地域内となっております。

申請地への搬入経路は赤色、搬出は青色の矢印で示しており、廃棄物は主に敷地東側の南北に走る幅員11mの県道吉永吉原停車線を経て搬入され、処理後の残渣は、市外にある中間処理場にて、道路の舗装に使用する材料などに再生利用する予定であります。

また敷地から周辺100m以内に住宅地他、学校や保育園、病院などの施設はございません。

続きまして、26ページ、No. 2付近見取り図をご覧ください。

申請地は、赤い斜線の部分で示しており、国道1号バイパスの北、一級河川滝川の東に位置し、周囲は工場が立ち並んでおります。搬出入経路は、幅員8mの県道富士富士宮由比線及び敷地東側に接する幅員11mの県道吉永吉原停車場線などの公道であり、各交差点には信号が設置されております。

また、市内の全ての経路において、通学路と重複する部分はありません。

続きまして、27ページ、No. 3、周辺状況写真をご覧ください。

右側の写真①②③は、それぞれ南、北、東から見た申請地の出入口周辺の状況で、交通上支障がないことを確認しております。左側写真の④は、敷地内の搬出入経路となる通路を北側から見た状況です。写真⑤は既設の破砕機であり、写真⑥は今回新たに破砕機を設置するピット建屋の状況で、この建物の写真左側にある庇の下に設置する予定となっております。

続きまして、28ページ、No. 4、配置図をご覧ください。

赤い実線で囲まれた範囲が申請敷地であり、図面の左側が北側となっております。敷地が広く、縮尺が小さいため、申請に係る破砕機の周辺を部分詳細図

として、右上の図で拡大しております。

また、灰色の部分が建築物で、⑩ピット上屋の外部北西部に既設の破砕機があり、新たに北東部に増設されます。赤の矢印は廃棄物の搬入経路で、敷地北側より場内に入り、場内経路を経由して⑨の産業廃棄物置場に搬入されます。2台の破砕機にて、破砕処理された後に、許可済みの既存焼却炉に投入され、焼却処分されます。また、緑の矢印については、搬出経路で焼却処分後の残渣が中間処分場に排出されます。

次に、周辺に及ぼす影響についてであります。搬出入に係る道路交通については、産業廃棄物の搬入量に変化がなく、従前通り、平日の午前8時から午後4時の間に搬出入され、合わせて10t車で1日当たり9台程度であります。

県道吉永吉原停車線の交通量は1日当たり約7,200台であり、場内に車両の配置スペースがあることから、影響が少ないと考えております。

また、県条例に基づき生活環境調査で、粉塵、騒音、振動に関しまして評価しており、周辺的生活環境に与える影響は軽微で、基準値内であると報告を受けております。粉塵につきましましては、機器が屋外に設置されておりますが、破砕作業中は十分な散水を行うとともに、水質汚染については、本計画の処理工程における排出がございませんが、雨水を含む場内の排水については、既存の処理施設を経て、場外に排出する対策を講じております。また、悪臭の発生する廃棄物は扱いません。

生活環境につきましましては、計画地が工業専用地域内で、周辺に住宅がなく、学校などの施設も離れているため、影響が少ないものと考えています。

以上のことから、本計画は環境配慮した事業と判断しております。

なお、本許可申請と併せて、現在、廃棄物処理法第15条に基づく、施設設置の許可に関する手続きが進められており、関係地区の周辺事業者等に対して理解が得られるよう、事業計画を説明しております。

以上のことから、本計画は、既存焼却施設の前処理である破砕処理施設の増設であることから、周辺に及ぼす影響が少なく、周囲の土地利用状況などを鑑みて、本施設の敷地の位置は、都市計画上支障がないと認められるため、許可したいと考えております。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○中山委員 はい。ありがとうございました。ただ今説明のありました議案につきまして、御意見御質問はございますでしょうか。

意見もないようですので採決に移りたいと思います。第7号議案につきまして、原案に異存はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○中山委員 異存がないようですので、第7号議案につきましては、原案を了承することといたします。

本日付議されました議案の審議は以上で終了いたしました。

審議結果につきましては、いずれも原案のとおり異存のない旨を、知事に答申いたします。

次に、次第の3報告事項に移ります。報告事項につきまして、事務局から報告をしてください。

○望月都市計画課長 はい。それでは、報告事項1の静岡県都市計画区域マスタープラン策定方針の改定状況について御説明をいたします。

水色の表紙、当日配布資料②の2枚目裏面、右上に1とページ番号がございます。そちらをご覧ください。

本日の説明では、各用語が長いことから、「静岡県都市計画区域マスタープラン策定方針」を「策定方針」、「静岡県都市計画マスタープラン」を「県マス」、「都市計画区域マスタープラン」を「区域マス」と略称を用います。御了承願います。

昨年12月に開催しました前回の審議会におきまして、赤色で示します策定方針の第1編及び濃い青色で示す県マスの素案について御報告させていただいたところがございます。

今回は、前回審議会での御意見、関係市町等への意見照会等を反映した「策定方針」の赤色で示す第1編、橙色示す第2編、緑色で示す第3編及び濃い青色で示す「県マス」の案について御説明いたします。

今後、最終的に取りまとめた「策定方針」と「県マス」に則りまして、令和7年度に予定している各区域マスの定期見直しを進めていくこととなります。

2ページをご覧ください。策定方針は赤色の第1編「静岡県の都市づくりの基本的な考え方」、橙色の第2編「都市計画制度の運用方針・活用指針」、緑

色の第3編「都市計画区域マスタープラン策定マニュアル」の3編で構成しており、第1編を踏まえ、県全体の都市づくりの目標や将来都市構造等を明らかにし、県全体の都市づくりの方向性を示すものが、青色の「県マス」となります。

最初に前回審議会での説明のおさらいの意味を込めまして、再度第1編と県マスの概要を御説明いたします。

3ページをご覧ください。対象区域についてございます。

県内では、全35市町のうち32市町で21の都市計画区域を指定しており、このうち名称を四角で囲んだ10区域が線引き都市計画区域、残りの11区域が非線引き都市計画区域となっております。

策定方針は県内全ての都市計画区域を対象とし、より広域的な観点から、都市計画区域外も勘案して策定しております。

4ページをご覧ください。赤色の第1編及び青色の県マスについて御説明いたします。第1編では、本県の特徴、新たな潮流や上位・関連計画等をまとめ、本県のかかえる課題を整理し、都市づくりの基本理念・目標を設定しました。

あわせて、本県が目指す将来都市構造を、具体的には県全体としての拠点と連携軸の設定を行い、目標・将来都市構造等を実現させるための戦略を示しました。この策定方針の第1編をとりまとめ、県全体の都市づくりの方向性を示したものが、県マスとなります。

5ページをご覧ください。本県の都市づくりの基本理念と目標です。「静岡県の魅力と活力を継承する、持続可能な集約連携型都市づくり」を基本理念とし、6つの目標を掲げました。

6ページをご覧ください。こちらは、基本理念に示した集約連携型都市構造について、実際に拠点と連携軸を配置した本県の将来都市構造図となります。

東部、中部、西部に広域拠点を、各市町に都市拠点を配置し、これら拠点を連携軸で結ぶ構造であります。なお地域拠点や生活拠点、産業拠点、環境拠点については、地域の実情も踏まえ各区域マスや市町マスタープランで示していくこととなります。

7ページをご覧ください。第2編について説明いたします。

第2編の構成は、都市計画決定に関する県・政令市と市町の役割分担を整理

し、2章で主に県・政令市による都市計画等の運用方針を示し、3章で主に市町による都市計画等の活用指針を示しております。

次ページ以降で、第2編の主な改訂概要について御説明いたします。

8ページをご覧ください。本県が目指す集約連携型都市構造の実現のため、市街化区域拡大についての考え方を整理しました。

基本的な考え方は、「原則として、新たな住居系市街地を対象とする市街化区域の拡大は行わない」「原則として、商業系市街地を対象とする市街化区域の拡大は行わない」「工業系市街地を対象とする市街化区域の拡大は、今後も柔軟に検討する」の3点であり、あわせて、近年の災害の頻発化・激甚化を踏まえ、浸水、津波、土砂災害等の災害の発生の恐れのある土地は、新たな市街化区域の範囲に含めない、ということを整理しました。

9ページをご覧ください。まちづくりDX推進の観点から、都市計画に関する情報提供・発信としまして、インターネットによる県及び市町の都市計画情報サービスの充実と都市計画基礎調査のオープン化。3D都市モデルのデータを全県で整備し、一般公開を目指すとともに、一般利用が普及するよう、活用事例等を含めた情報提供、発信の強化、などを示しました。

10ページをご覧ください。ウォーカブルなまちづくりの観点から、一歩ウォーカブルとは、walkとableを組み合わせた造語で、歩きやすい、歩いて楽しいというような意味を示すものでございますが一歩都市施設について、人中心の空間を創出するための計画決定または変更、に関する項目を追加しました。

県内の取組事例を紹介し、歩行者や自転車など人を中心とした空間の再編、車道空間をコミュニティ空間に転換するなど、人々の賑わいを創出するウォーカブルな空間の形成、を検討・推進することといたしました。

11ページをご覧ください。都市防災につきましては、新たな災害ハザードマップの整備が進んだこと、近年の自然災害の頻発化、激甚化を踏まえ、流域治水など、災害リスクの軽減、回避に関する項目を追加いたしました。

また、都市防災に関する交付金を活用した観光防災まちづくりとして、津波避難複合施設を設置する事例などを示してございます。

12ページをご覧ください。第3編について説明いたします。

第3編の構成としましては、区域マスの役割や策定の体制・見直し時期等を

整理した上で、区域策定のためのマニュアルを取りまとめました。

13ページをご覧ください。区域マスの策定にあたりまして関係市町、県の関係機関等との連携を密にし、総合的な検討を行うために重要な役割を果たす「広域連絡協議会」について整理しました。

広域連絡協議会は、区域マス素案の検討・策定を目的として、都市計画区域毎に県庁と県土木事務所、市町の3者で構成されます。

広域連絡協議会における市町の役割としては、地域の主体性を確保、各市町の特性を生かした都市圏づくり。県の役割としましては、広域的な整合性の確保、広域的な見地からの適切な判断、を担います。

また、必要に応じて、隣接・近接する関係市町にも参加していただくことも考えており、本協議会において、意見交換等を行いながら、区域マスの定期見直しの作業を進めてまいります。

14ページをご覧ください。

第3編区域マス策定マニュアルの部分でございます。今回は、区域マス素案作成のためのフォーマットを示し、地域の実情に配慮しつつ策定方針で示した、本県の基本理念と目標がベースとなるようにしました。

また、新たな潮流にも対応するため、都市防災に関する方針を追加するとともに、区域マスの役割をより広域的なものにするため、都市施設などは根幹的な施設の配置を記載していくこととします。

15ページをご覧ください。2月14日から昨日まで実施した、パブリックコメントの意見について紹介いたします。

「社会経済情勢の変化に対応した見直しを行っていることを高く評価する」、「都市計画の内容が地域住民に伝わるよう、周知徹底を」、「都市計画区域の広域化を」などのご意見をいただきました。

さらに、資料にはございませんが、昨晚メールにて県に寄せられた意見がございます。内容としますと、「人口減少の視点が強調されているが、高齢者に限って言えば、今後20年程度は増加をしていくので、その対応が不可欠では」というような内容でございました。

また、本日欠席しておられますが、本審議会の森本会長に、事前に内容を御説明をいたしました。森本会長からは、「新たな潮流等も踏まえ、必要な内容

が盛り込まれている」、「3D都市モデルは市町が上手に活用すべきである」、「観光防災まちづくりの考えが非常に重要」などのご意見をいただきました。

16ページをご覧ください。最後に今後のスケジュールでございます。

パブリックコメントの結果や今回の審議会における御意見等を踏まえまして修正を行い、年度内に策定方針の公表をしたいと考えております。

具体的な公表時期などにつきましては、改めて委員の皆様方にお知らせをいたします。

来年度からは、令和7年度の区域マスの都市計画決定を目指しまして、今回改定しました策定方針に基づきまして、見直し作業を進めてまいります。

報告事項1の説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○中山委員 はい。ありがとうございました。それでは、ただ今の報告につきまして御意見等ございましたら、お願いします。

はい。菊地委員お願いします。

○菊地委員 はい。まず12ページで、広域的根幹的施設の配置方針については、その通りだと思う。

1月に伊豆市、伊豆の国市でのゴミ焼却施設が完成したが、構想着手は、当時田方郡の7つの町であった。広域事業で、なんと構想から完成までに27年かかった。だから私は、これから伊豆半島で7市6町あるいは7市8町で、もうこういうのをやろうと、30年後50年後に社会インフラはどういう形が望ましいかというものを、みんなで決めようと思言しようと思っているのですけれども、やはり広域での社会インフラの将来像について、地域毎に決めることを、県もぜひ後押ししていただきたいという願いが一つ。

また、私、今回の審議会が最後となりますので、もう一つだけ申しあげたいと思います。

この都市マスの中で「防災」が要素として入ったことは、もう本当にその通りだと思います。都市計画課だけではないので、都市計画課に押しつけるわけではありませんが、地質学の先生方は南海トラフ巨大地震の発生は2035年と言っております。知事が尾池先生との対談の中で、尾池先生は2038年と御指摘になっていましたけれども、2030年ぐらいに巨大地震が襲うということは、学者の専門家がみんな言ってる中で、本当に僕らのほほんとしていいのだろうか。

国の緊急防災の3年とか5年とか根拠がないこと言ってないで、2030年代までは、我々は必死で1人でも命を守るために本当は全力で集中しなければいけないと思う。

別の課のことで申し訳ないのですが、先般、国交大臣から、伊豆縦貫道の伊豆市の区間5.7kmを事業箇所候補として明言していただき、そこだけ地籍調査をやってあったのですが、唯一リモートセンシングでやった地籍調査だったのです。ところが、職員とお金がないので、それ以外は全然リモートセンシング通り地籍調査をやってないんですよ。

35市町で負担金を出しても、県がやっていただいてもよいのですが、みんなで県内の全部の、例えば山の中も含めて地籍調査をやって、みんなで負担金を出し合って、数年で全部やってしまうとか。私も他の市長町長に声かけますから、都市計画は将来のまちづくりですので、これはこれでいいんだけど、やっぱりここから10数年は、我々は全力でそこへ向かう必要があるのではないかと考えていて、すいません場違いなんですけど、発言させていただきました。

○中山委員 はい。事務局。

○望月都市計画課長 菊地委員から大きく3点ほど御意見いただきました。

広域的な施設——先ほどごみ焼却場のお話もございましたが——、広域の話は当然県がやるべき話でございます。来年度から、この策定方針に基づきまして、令和7年度の区域マスタープランの改定に向けて作業の方に入っております。それにあたりましては当然私ども県だけではなくて、広域連絡協議会といった場所で、広域的な施設のお話を、十分に各市町の御意見も伺いながら、区域マスの改定作業を進めてまいりたいと思っております。

それから防災のお話でございますが、県では、今後10年間の計画を示した、新しい地震津波アクションプランが新たに公表される予定となっております。私ども都市計画の分野では、防災・減災も非常に大切ですが、それだけでは防ぎきれないため、やはり事前に準備をしていくことが大事と近年言われております。

そういったことから、事前都市復興計画を各市町に作っていただきたいとお願いをしております。アクションプランにも、本計画を作成していくと位置付けをしております。各市町の都市部局には、説明会等により御説明を差し

上げております。

また、先日、津波防災関連で防災部局が集まった会議がございまして、私もその会議に出席させていただく機会がございました。この事前防災の計画は、都市部局だけではできないものですから、各市町におきましても、都市部局、防災部局、その他河川部局であるとか、皆さんと一緒に協力して、ぜひその計画を作っていたきたいとお願いをさせていただいたところでございます。

最後の伊豆縦貫自動車道のお話でございます。地籍調査について、負担金を取ってもいいから一緒になって進めていこうという御提言でございました。私どもは都市計画部局ですので、これにつきましてはお答えできないところでございますが、本日は他部局も幹事として参加をしており、今の菊地委員の御意見も直接お聞きしたところでございます。そういった意見があると、各課持ち帰り、今後認識しまして、また、伊豆縦貫自動車道につきましては、既成同盟会もございますので、そういった活動を含めて、今後県としても促進に向けて活動していくという形になるかと思えます。

申し訳ございませんが、答えられる範囲でお答えをいたしました。以上でございます。

○中山委員 ありがとうございます。他に御質問御意見ございますでしょうか。

はい、佐野委員お願いします。

○佐野委員 前の質問と関連するところもあるのですが、11ページの防災・災害のところについて伺います。今まで、南海トラフというか、地震や津波に限った防災が主だったかと思いますが、近年、県民にとっては非常に記憶に残っている台風15号や、盛り土、熱海土石流等の災害を受けました。

このような災害を受け、見直した文言や付け加えた文言などはあるのでしょうか。

○望月都市計画課長 はい。見直しというわけではございませんが、たまたま昨年、七夕豪雨以来と言われる大きな被害が静岡県にあったところでございますが、ここ数年、全国各地で本当に大きな災害が発生し、災害が激甚化・頻発化している状況でございましたので、そういったことを念頭に置いて、策定方針の作成を進めております。その中で、流域治水につきましては、特に河川部局が中心になっては進めてございます。河川部局が中心となっておりますが、関係部

局が一体となって協力して、一緒に防災に取り組んでいこうということでございます。

流域治水については、こちらの目標にも盛り込みまして、都市部局でも、災害・防災に関連して取り組んでいきたいというふうに、明確に示しているところではあります。

○中山委員 はい、ありがとうございます。その他よろしいでしょうか。

それでは続きまして報告事項2について報告をお願いします。

○望月都市計画課長 はい。それでは報告事項2としまして、浜松湖西豊橋道路について御説明をいたします。

当日配布資料②の18ページをご覧ください。

先ほど冒頭に、部長の挨拶でも申し挙げましたが、浜松湖西豊橋道路は、浜松市の東名高速道路、三ヶ日JCTから途中、湖西市を経由しまして、愛知県豊橋市の三河港を結ぶ全長約26kmの高規格道路でございます。

この道路は、東名及び新東名高速道路、また三遠南信自動車道とともに、広域道路ネットワークを形成し、地域内の物流交通の発展、災害リスクの改善及び観光エリアの連絡機能強化等に寄与することが期待されております。

図上に赤の線2本で描かれたものが、国が決定したルート帯です。このルート帯の「たい」というのは「帯」という字でございます。1km幅で示されたこの2本の赤い線の間には道路が来ることを示しております。

黒丸はインターチェンジが検討されている箇所、各市1ヶ所以上の設置が予定されております。県、浜松市及び愛知県では、この道路が通過する各市の道路網や土地利用といった関連するまちづくりとの調整を行い、道路の整備効果を地域に波及させるため、都市計画に位置付けることといたしました。

浜松湖西豊橋道路の検討は国で行っておりますが、都市計画の決定は県及び政令市の浜松市が行います。

また、本事業は環境影響評価法の対象となっており、都市計画決定をする場合、法の規定によりまして都市計画決定権者が環境影響評価手続を行うこととなります。今回、静岡県内区間のうち、浜松市が手続を行う区間を除く、湖西市内の区間について、県が都市計画決定及び環境影響評価手続を行います。

19ページをご覧ください。都市計画及び環境影響評価手続の流れについて御

説明いたします。

こちらの図は、上段に環境影響評価手続、中段に都市計画手続を示しております。上段左上になります。令和3年12月に国により、先ほどの1kmのルート帯案が公表されまして、同時に計画段階環境配慮書、略して「配慮書」が作成されました。配慮書についての県環境影響評価審査会での審査を経て、国は令和4年3月に正式なルート帯として決定しております。

中段の都市計画手続ですが、県は、浜松市及び愛知県とともに、令和4年7月に都市計画に定める旨を国に通知いたしました。

現在は、表の左上に赤い逆三角で「現在」をお示ししてありますとおり、環境影響評価手続の「方法書」の公告・縦覧、説明会開催に向けまして国、愛知県及び浜松市とともに、図書の作成を行っている段階でございます。

表の中段真ん中よりやや右側に、黄色の四角で「都市計画審議会」と記載しておりますが、これから関係機関との調整や、様々な手続がございますので、委員の皆様方に御審議をお願いする時期については、現在まだ未定となっております。今後、手続の進捗に合わせまして、段階ごとに本審議会で御報告してまいります。

報告事項2についての説明は以上でございます。

○中山委員 はい。ありがとうございました。ただ今の報告につきまして、御意見等ございましたらお願いします。

意見がないということで、本日の議題は全て終了しました。ここからの進行を事務局にお返しいたします。

○司会 長時間にわたります御審議ありがとうございました。

本日の会議はWeb形式併用で開催させていただきましたが、皆様の御協力により無事に進行することができましたことをお礼申し上げます。

次回の会議は、令和5年10月頃を予定しております。詳細が決まり次第、御連絡いたしますのでよろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして、第187回静岡県都市計画審議会を閉会いたします。本日は誠にありがとうございました。

午前11時25分閉会